

津山市地域材利用促進事業補助金交付要領

制定 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、地域材の積極的な利用を促進することにより、市内の林業の振興と地域経済の活性化を目的として、市内において県産森林認証材（以下「認証材」という。）を使用した建築物の新築及び改修をする者に対し、予算の範囲内において津山市地域材利用促進事業補助金（以下「地域材補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）及び津山市林業振興補助金等交付要綱（平成27年津山市告示第36号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 認証材 第三者機関の認証を受けた県内の森林管理認証（FM認証）森林から生産された原木（森林認証材）を使用し、岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例（昭和32年岡山県条例第21号）第3条の登録を受けている製材業者が、25%以下の含水率に至るまで乾燥させた国産材製材品（皮剥等の加工丸太を含む。）をいう。（同条の登録を受けている製材業者が製材したラミナを活用した集成材・CLTを含む。）

ただし、県内に加工業者がない製品（構造用合板工場等の製品）については、県外の業者による製材品であっても、第三者機関に認証（COC認証）を受けた業者が県内産の森林認証材を加工したものであれば、認証材とする。

(2) 建築物 家屋や倉庫等の土地に定着する工作物をいう。

(3) 新築 新築、建替え及び離れの建築をいう。一戸建て住宅の場合は、台所、便所、浴室があり独立した生活を営むことができる住宅を建築することをいう。

(4) 改修 増築（床面積を増加させるもの）、改築（間取りを変更するもの）、改装（模様替えをするもの）及び修繕をいう。

(交付対象者)

第3条 地域材補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する施工業者又は建築主とする。

(1) 施工業者の場合は、市内に本社、支店又は営業所等の活動拠点を置く事業者で、第5条の要件に該当する建築物（以下「交付対象建築物」という。）の新築又は改修をする者

(2) 建築主の場合は、上記施工業者と交付対象建築物の新築又は改修について請負契約を締結する者

(3) 交付対象者が市（区）町村税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「市税等」という。）を滞納していないこと。ただし、交付対象者が法人の

場合はその法人の代表者も市税等を滞納していないこと。

- (4) 本市が本事業の趣旨に沿った普及啓発を行う際に、協力できること。
- (5) 暴力団員等（津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号。次号において「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）又は暴力団員等の統制下にないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。

（交付対象事業）

第4条 地域材補助金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、交付対象建築物を新築又は改修する事業とする。

2 前項に規定する事業において、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象事業から除くものとする。

- (1) 改修しようとする建築物が、以前に、改修する箇所と同一の箇所について、本市の改修に関する補助金の交付を受けている場合
- (2) 地域材補助金を受けて新築又は改修される建築物が、国及び地方公共団体等が実施する事業における移転補償を受けて建てられるものの場合

（交付対象建築物）

第5条 地域材補助金の交付対象建築物は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する建築物とする。

- (1) 市内において、認証材を用いて新築又は改修される建築物
- (2) 新築の場合は、建築基準法に基づく確認済証の交付日又は建築工事届の受理日が、当該年度の前年度4月1日以降の建築物
- (3) 新築又は改修に使用する認証材の材積が、1 m³以上となる建築物

（補助対象となる木材の用途）

第6条 地域材補助金の補助対象となる木材の用途は、建築物を構成する全ての部材、建築物と一体的に作られている家具、建築物若しくは敷地と強固に一体化して作られる木造品又はこれらに類するものとする。

（補助金の額）

第7条 地域材補助金の額は、新築又は改修に使用する認証材の材積に応じて、1 m³当たり8万円とする。

2 地域材補助金の額の算定の際に生じる千円未満の端数については、切り捨てることとする。

3 地域材補助金の額の上限は、別表第1のとおりとする。

（申込み）

第8条 地域材補助金の交付を受けようとする者は、原則として第6条に定める部材が工事施工地へ納材される日の20日前までに、津山市地域材利用促進事業補助金交付申込書（以下「申込書」という。）（様式第1号）により、関係書類を添付して、市長に提出

しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由により当該期限内に提出できないと認めた場合はこの限りでない。

- 2 申込書には、次の各号に掲げる書類を添付する。ただし、当該年度内に本要領に定める補助金交付の申込みを複数回行う者は、2度目以降の申込みについて、第5号及び第6号に掲げる書類の提出を省略することができる。
 - (1) 工事請負契約書の写し（印紙税法で定められた額の印紙が貼付されていること）。
 - (2) 新築の場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第2号及び第4号に掲げる建築物については確認済証の写し、その他の建築物については同法第15条第1項の建築工事届の写し
 - (3) 新築の場合は、交付対象建築物の平面図
 - (4) 改修の場合は、補助対象とする木材の使用箇所が分かる図面及び施工前の状況が分かる写真
 - (5) 改修の場合は、登記事項証明書（建物）の写し又は要約書若しくは資産証明書
 - (6) 交付対象者及び交付対象者が法人の場合はその法人の代表者の市税等の滞納がないことを証する書面（3箇月以内に発行されたもの。）
 - (7) 暴力団排除条例にかかる誓約書（様式第2号）
 - (8) 建築主と建物の所有者が異なる場合は、工事を行うことについての同意書
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、申込書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、交付要件を満たしていることを確認して地域材補助金の交付予定者の決定を行い、その旨を補助金交付予定者決定通知（様式第3号）により申込者に通知するものとする。
- 4 地域材補助金の交付予定者決定を受けた申込書を変更する場合（認証材の使用量の増減を除く）は、変更箇所を申込書に記載し、変更に関わる関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、第3項の決定について、条件を付することができる。

（交付申請兼実績報告等）

第9条 前条第3項の規定により交付予定者決定を受けた者は、新築の場合は第6条に定める部材の納材後に、改修の場合は第6条に定める部材の工事完了後に、津山市地域材利用促進事業補助金交付申請兼実績報告書（以下「交付申請兼実績報告書」という。）（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 県産森林認証材使用証明書（様式第5号）
 - (2) 県産森林認証材納材証明書（様式第6号）
 - (3) 新築の場合は、納材業者から入荷した地域材の確認写真
 - (4) 改修の場合は、工事完成写真及び補助対象とする部材の使用箇所が分かる写真
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、交付申請兼実績報告書の提出があったときは、証拠書類等を審査し、現地調査を行う。現地調査を実施した場合は、検査調書（様式第7号）を備えるものとするが、次のいずれかに該当する場合は、現地調査を省略できる。

- (1) 申請者又は申請者が当該交付対象建築物について請負契約を締結している施工業者が、一般社団法人岡山県木材組合連合会（以下「県木連」という。）の登録する県産材サポーター又は一般社団法人全日本木材市場連盟（以下「全市連」という。）の登録する木材アドバイザーを設置し、使用する認証材の確認を行っていること。
 - (2) 県産森林認証材納材証明書（様式第6号）に記載された乾燥材乾燥業者等が県木連の登録する県産材サポーター又は全市連の登録する木材アドバイザーを設置し、使用する認証材の確認を行っていること。
- 3 前項の現地調査については、市長が任命した職員が、別に定める基準に基づき行うこととする。
 - 4 市長は、書類審査及び現地調査の結果、適当と認めた場合には、補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知するものとする。なお、不適当と認めた場合には、第8条第3項で規定する交付予定者決定を取り消すものとする。

（請求及び支払）

第10条 前条の規定により交付決定兼額の確定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに請求書を市長へ提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに地域材補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、地域材補助金の交付の決定を取り消すとともに、既に交付した地域材補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 提出書類に事実と異なる内容を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 市長が特に必要と認めたとき。

（台帳の作成）

第12条 市長は、この要領を適用して補助金を交付した建築物の台帳を整備することとする。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

（要領の失効等）

- 2 この要領は、令和8年3月31日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効日前にこの要領の規定により地域材補助金の交付決定又は交付を受けた者については、この要領は、失効後もなおその効力を有する。

別表第1（第7条関係）

交付対象条件	補助金の額の上限
使用する認証材に係る乾燥材製材業者、製材業者及び納材業者が、市内に事業所を有する場合	800,000円
使用する認証材に係る乾燥材製材業者、製材業者又は納材業者のうち、いずれかが市内に事業所を有さない場合	500,000円